

様式第27号（その2）（第50条第3項第2号関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

野田市長



代 執 行 令 書

製造所等の設置場所及び名称

製造所等の別

貯蔵所又は取扱所の区分

設置許可年月日及び番号

上記対象物については、 年 月 日付け 第 号をもって戒告
しましたが、いまだ履行されていません。

よって、行政代執行法第2条の規定により代執行を次のように行うこととしたので、
この旨同法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第2条の規定により徴収します。また、
代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないので申し添えます。

- 1 代執行の期日
- 2 代執行執行責任者の職及び氏名
- 3 代執行に要する費用の概算見積額
- 4 代執行の内容

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市長に対
して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の定めるところ
により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野田
市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分
の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求
に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起する
ことができます。

- 3 ただし、上記の期日が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。